

令和 6 年度 第 2 回尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会  
議事録

日時：令和 7 年 3 月 17 日（月）13：00～15：00

場所：尼崎市中央北生涯学習プラザ学習室 A B C

出席者

（委員）16 名

浮田委員、梅谷委員、大風委員、岡村委員、奥西委員、佐野委員、高尾委員、  
寺田委員、中林委員、藤井委員、藤岡委員、森嶋委員、山田委員、山本委員、  
横田委員、吉田委員

（五十音順）

（事務局）7 名（課長級以上）

福祉部長、福祉課長、重層的支援推進担当課長、高齢介護課長、包括支援担当課長、  
北部福祉相談支援課長、健康増進課長、高齢介護課係長、包括支援担当係長

1 開会

- ・前回欠席委員の紹介（岡村委員、吉田委員）
- ・事務局より、委員 15 人出席により会議成立、傍聴人 1 人の報告
- ・事務局より、資料の確認

2 報告事項

- (1) 第 8・9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の点検・評価（R5 決算ベース）  
について

- ・事務局より、資料 1 の説明（P19・20、委員意見表）

（質疑応答）

委 員：障害者に対しては、公的な障害サービスとして移動支援がある。認知症の方が増えている中で、認知症の方に対する移動支援の取組をチームオレンジ尼崎にのみ任せるのではなく、市としても、公的な移動支援策を検討して欲しい。

事 務 局：認知症の方に対する移動支援の取組を検討する中で、ご本人やご家族からは、公的なサービスでは提供できないような、趣味のための移動支援があれば有難いとの意見を頂いている。市民ボランティア団体であるチームオレンジ尼崎には、そういったサービスの狭間にいる方達の移動支援について、試行的な取組として協力を仰いでいるところであり、支援の充実に向けて、引き続き、当事者の声を聞きながら研究を進めていきたい。

事 務 局：障害サービスにおいては専門職が移動支援を行うものとして制度構築されているが、介護保険においては、高齢者の方の移動支援に専門職

が対応すると、専門職の人材不足など、制度的な課題が出てくると考えられる。そのため、市としては、まずは市民ボランティアの方でも出来る範囲での移動支援の取組を進めていくとともに、国による制度構築にも注視しながら、支援策を検討していきたい。

委員：会社内での認知症の正しい理解を持った方を増やす取組である「認知症サポーター養成講座の開催」や「もの忘れあんしんガイドの配布」と記載があるが、講師が会社に来て頂いて養成講座を開催してくれるのか。また、会社にももの忘れあんしんガイドを配布してくれるのか。

事務局：養成講座を受講する人が5名以上いれば、行政職員による企業への訪問研修を行っており、また、オンラインでの受講も可能としている。もの忘れあんしんガイドの配布については企業等にも行っており、配布先をシニア情報ステーションとして位置付けている。

## (2) 令和7年度向け新規・拡充の報告について

### ・事務局より、資料2の説明（主要事業）

#### （質疑応答）

委員：①介護予防プログラムの推進について、武庫健康ふれあい体育館は武庫体育館と離れており、また、市全体的にバスの本数も減っている。元々、武庫体育館に通っておられた方も含めて、「行きたいけれど、遠くて参加できない」といった人を、如何にこの事業につなげていくかも検討して欲しい。②コミュニティファームにおける居場所づくりについて、労働の対価として報酬は得られるのか。ボランティアではなく、少額でも報酬が出れば、やりがいに繋がると考えられる。

事務局：①事業1のフレイル改善通所プログラムについて、自力で武庫健康ふれあい体育館に向かうことが難しい方については無料での送迎を実施していく予定である。なお、事業1、事業2ともに、武庫健康ふれあい体育館で実施するプログラムの参加にかかる利用料はかからないスキームとしており、個人負担が発生するのは、4,000円の利用料助成額を超えた分の利用を行った場合となる。

事務局：補足ではあるが、事業2の利用者には無料送迎は実施せず、ご自身で参加していただく形となる。

事務局：②当事業はあくまで、農業・販売の「就労体験」であるため報酬は発生しないが、交通費等の実費弁償は行う予定である、また、コミュニティファームはコープこうべ等とも連携を図っており、この就労体験を通して利用者が働けるような状態になれば、連携先への就労の繋ぎなど、就労のためのステップアップとなるよう当事業を進めていく予定である。

委員：新規拡充ではないが、地域ケア会議等で議題に挙がる方のうち、社会から孤立している人というのは、「移動」が課題となることが多いため、

事業実施においては常にこの課題を意識する必要があると考える。

事務局：全庁的な移動支援としては、令和 7 年度より都市整備局がモデル事業として A I オンデマンド型交通実証運行を実施する予定である。園田地区をモデル地区と想定し、市バスよりは運賃が高いがタクシーよりは安いものとなっている。

委員：介護予防プログラムの推進について、武庫健康ふれあい体育館のみでの実施となるのか。各地区での体育館では実施しないのか。

事務局：武庫健康ふれあい体育館は、地区体育館と老人福祉センターの機能を統合した市内で初めての施設であり、そこで実施する介護予防プログラム事業については、全国的にも例が少ない事業となる。令和 7 年度はモデル事業として武庫地区で実施するが、その中で効果検証を行い、介護予防としての成果・効果が認められれば、他の地区体育館等への展開も考えている。

委員：あまつなぎの多世代対応に向けた拡充について、尼崎市にはこども相談支援課としごと・くらしサポートセンター尼崎があるが、両課も一緒になって事業実施するのか。

事務局：現在、あまつなぎでは高齢者の方の支援者に対する相談窓口となっているが、対象を高齢者の支援者だけでなく、子どもや生活困窮者の支援者に対しても広げるものである。その相談内容によっては、こども相談支援課やしごと・くらしサポートセンター、あまつなぎが一体的となって支援することも想定している。

委員：19 歳以上の方で、こども相談支援課が支援していた対象者がしごと・くらしサポートセンター尼崎にうまく繋がらず、支援の狭間に陥っているケースも見受けられるため、そういった方達に対し、あまつなぎのサポートがあればありがたい。

委員：生活困窮者に対する住まい支援の強化について、生活保護受給者は対象外と認識してよいか。また、当事業を実施する新たな課が創設されるのか。

事務局：基本的には生活困窮者に対する相談窓口となるが、生活保護受給者も含めて利用対象となる。当事業は南北福祉相談支援課が実施するもので、北部では週 2 回、南部では週 3 回の相談支援を委託事業として実施する予定である。

委員：南北障害者支援課に相談されていた方もあまつなぎへ相談していく形になるのか。

事務局：あまつなぎは基本的に専門職等の支援者に対する相談窓口であり、市民の方の直接的な窓口ではない。

委員：介護予防プログラムの推進について、事業 1 の対象者のうち、要支援 1・要支援 2 の高齢者も対象となっているが、介護保険サービスを継続利用中の方も当事業への参加が可能と認識してよいか。

- 事務局：お見込みのとおりである。ただ、理想的な形としては、事業に参加することで、介護保険サービスを減らして生活できるようになったり、自立状態にまで改善したりといった効果を望んでいる。
- 委員：介護予防プログラムの推進について、事業１の参加者の具体的選定方法はどうか。
- 事務局：事業実施の準備期間も踏まえて、令和７年７月から第１期（第１クール）を始める予定であるが、４月以降速やかに、受託事業者と協議を行い、対象者の選定方法等についても詳細を決めていく予定である。
- 委員：各地域包括支援センターから１名ずつ参加者を選定するとの説明があったが、地域包括支援センターとも協議を進めながら検討すると理解してよいか。
- 事務局：市、受託事業者、地域包括支援センターと意見をすり合わせながら対象者の選定方法等について協議していく。
- 事務局：受託先にいる理学療法士や作業療法士等の専門職の意見も頂戴しながら選定を行っていく。
- 委員：選定方法として、自立支援型個別ケア会議に上がったケースで、事業効果が望めそうな方を対象とするのはどうか。
- 事務局：個別ケア会議で挙げたケースを対象とするのか、又は事業参加者を個別ケア会議に挙げるのか、その順番はケースバイケースと考えられるが、いずれにせよ、地域包括支援センターやリハビリ専門職の意見をしっかりと吸い上げながら、事業実施・効果検証を行っていきたいと考えている。
- 委員：高齢者生きがい就労事業について、現在、若年性認知症の方や認知症高齢者の方は参加されているのか。また、参加されている場合、認知症ではない方との作業内容は違うのか。
- 事務局：チームオレンジの協力を得ながら、若年性認知症を含む夫婦３世帯が作業の体験会に参加されたところである。参加者からは、報酬というより周りの参加者と話をしながら楽しく作業を進めたいというご意見を頂いていることから、現段階では認知症の方とそうでない方を切り分けることは考えていないが、出来るだけ簡単な作業を用意したいと考えている。
- 委員：高齢者生きがい就労事業において、受注作業量と事業参加者のバランスは現状どうなっているのか。
- 事務局：多くの事業参加者を日々確保できていることから、納品量・納期ともに発注業者から評価いただいているところであり、はたらくラボのニーズが高まっている。現在は事業参加者数に見合うような作業量を受注できているものの、引き続き企業への事業開拓は行っており、認知症の方でもできるようなメニューや少しレベルの高いメニューも受注していきたいと考えている。

- 委員：事業参加者と作業内容のマッチングはできているのか。
- 事務局：参加者のニーズに沿ったメニューを用意しており、一定のマッチングはできているものの、やはり作業の難易度によってはアンマッチが生じることもある。
- 委員：介護予防プログラムの推進について、事業参加者を自発的な介護予防・フレイル対策の実践へと促すことが事業の目的ということであるが、事業イメージ図ではジム利用や百歳体操への加入・立ち上げが事業目的に見えてしまうので表現の工夫が必要ではないか。
- 事務局：委員ご指摘のとおり、自身の意識改善と行動変容を目的とした事業であり、資料中「事業の内容」欄に「自発的な介護予防対策の実践に繋がる取組の推進」について言及している。「事業イメージ」欄については、紙面スペースの都合上、このような記載としているが、公表済資料のため、今からの訂正は難しく、今後、事業周知を行う際には、委員のご意見も踏まえて、工夫していきたい。
- 委員：①主要事業の No. 43、44 の資料がないが、何か理由があるのか。②コミュニティファームにおける居場所づくり、生活困窮者に対する住まい支援の強化について、高齢者に特化した支援内容があるのか。
- 事務局：①地域福祉計画、障害者計画改定のための事業費であり、高齢者計画と同様、7年度にアンケート調査等を行っていくといった内容であるが、本日は高齢者施策に大きく関わる個別事業について委員の皆様にお示ししているところであるため、資料としては割愛している。
- 事務局：②両事業とも、高齢者に特化したものはないが、高齢者に限らず、障害者や生活困窮者等、色んな方と関わりのある委員の皆様に、事業周知も含めてご説明させて頂いている次第である。
- 委員：生活困窮者に対する住まいの支援の強化事業は、居住支援法人への委託を考えているのか。
- 事務局：居住支援法人も委託先の候補の一つとして考えている。委託内容としては、住まいに関する包括的な相談支援や入居物件・不動産業者の物件の開拓、不動産業者等からの相談対応を想定しており、これらの業務を担える民間業者に委託予定である。
- 委員：コミュニティファームにおける居場所づくりについて、事業参加者がいずれは自立できるよう事業実施していく必要があると考えるが、一般就労へと繋げていくことも検討しているのか。
- 事務局：当事業は、社会経験の少ない方に自信を持っていただくための体験という位置付けであるが、就労へステップアップできるよう、しごとくらしサポートセンターやハローワーク等とも連携し、適切な関係機関に繋がていきたいと考えている。

(3) 地域包括センター運営部会の報告について

- ・事務局より、資料３の説明  
(質疑応答なし)

(4) その他コメント

委員：高齢者生きがい就労事業について、本格実施する上で、特別養護老人ホーム等にある、地域の方のための多目的ホール等を活用した事業実施も検討してほしい。

事務局：一部の地域では、法人の協力を得ながら特別養護老人ホームや認知症グループホームの地域交流スペースを活用し、生きがい就労の実施に至ったところもある。こういった好事例を各社会福祉法人等と共有し、当事業の更なる拡大を図りたい。

委員：就労的活動支援コーディネーターを配置した高齢者生きがい就労事業や主任ケアマネジャーと共同編集したケアマネジメント手引書の作成、各関係機関と連携を図った刑務所出所者への再犯防止のための支援検討会議など、尼崎市は全国的にも先進的な取組・チャレンジを行っている市である。引き続き、この姿勢を崩さず、事業展開をしていただきたい。

4 閉会

以 上